

平成 28 年度（第 3 回）兵庫県国土利用計画審議会特別委員会

日 時：平成 28 年 10 月 19 日（水）10:00～12:00

場 所：ひょうご女性交流館 501 会議室

出席者

小谷 通泰 神戸大学大学院海事科学研究科教授

杉本 修一郎 兵庫県土地改良事業団体連合会副会長

林 まゆみ 兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授

瀧谷 啓 神戸大学大学院工学研究科教授

大町 勝 兵庫県住宅供給公社理事長

事務局 奥原 まちづくり局長

森田 土地対策室長

志摩 土地対策室土地対策班長

高榮 同上 主幹（不動産業指導担当）

清水 同上 主査

山田 同上 職員

1 会議の概要

（1）会議の成立確認

過半数（6名中5名）の委員の出席により特別委員会成立。

（2）議事録署名委員の指名（委員長）

委員 2 名を指名。

（3）議事

① 前回の主な意見への対応について

② 兵庫県国土利用計画（第五次）原案について

2 主な意見

【事務局より資料説明】

事務局より資料1、2、3について説明

【委員からの意見等】

○1番委員 兵庫県の国土利用計画というところで、非常に網羅的に書かれていますが、入れるべきキーワードかそうでないかわからないところがいくつかあります。例えは資料2の1ページ目の県土利用に関する基本構想の本計画で取り組むべき課題で、工業用地の跡地管理やその他の宅地で中心市街地の衰退があるのですが、インフラの老朽化というのですか、大きな公共施設であるとか道路とかダムとか橋とか、そういったものの老朽化に対する予算措置がこれから非常に大きな問題になってくると思うのですが、それを含めてのことなのか、その辺を質問させていただきたいのと、同じく資料2の右側⑤世界に誇るひょうごオンライン資源を活かした「観光ツーリズムの振興に関する県土利用」ということです。観光立国、観光立県ということで今後非常に期待される部分だと思うのですけども、外国人旅行者を誘致するためのデスティネーション（旅行目的地）でもあり、これからはインバウンド観光というか、今まで行かれなかったさりげないまちなみとか、そういったところの開発というか発信するということが大きなメニューになってくるかなと思います。それから資料2の2ページ目の利用区分別基本方向ということで、農地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地、その他ということで、いわゆる中心市街地とか都心部、商業地等はこの1ページのどこかに書いてあったのでしょうか。他の宅地は、1ページ目で中心市街地の衰退と触れておりましたが、1ページ目のその他の宅地と、2ページ目の他の宅地と関連があるのか、私の中でちょっと理解しにくいかと思いました。それから、こういう風に資料2でまとめていただいているとすごくわかりやすいのですが、国土利用計画の原案というのは、こういう文章がざっとある形で、最初囲

みがあつたりわかりやすい言葉とかは書かないものなんですね。

○事務局 まず1点目の件ですが、社会基盤施設の老朽化ということで、資料2の1ページ目の課題の一番下に記載させていただいております。本文の中では、それらに関する維持管理だとか触れておりますので、そういった老朽化については位置づけております。2点目のインバウンドにつきましては基本方針の⑤のところで触れておるのですが、兵庫県というのは観光資源となるような様々な自然や歴史的景観やすぐれたまちなみ等、観光資源となるような優れたものがありますので、観光を推進していくこと、その際には外国人に来てもらうよう誘致することを入れております。本文の方には基本的事項を定めるということで、かなり抽象的な文章だけの計画となっておりますが、具体的な各種計画等では、もう少し具体的なレベルダウンしたような計画となっておりまして、具体的な事業なども盛り込まれております。国土利用計画というのは諸々の計画をつくる際の指針となるような計画となっております。すみませんもう1点の内容についてもう一度お願いします。

○1番委員 中心市街地の衰退については1ページ目のその他の宅地に書いてあるのですが、2ページの利用区分基本方向の中でその他の宅地では大規模集客施設の適正な立地誘導となっているので、課題と方向がちょっとわかりにくかったんです。

○事務局 課題の方で大規模集客施設が郊外へ行ってしまうと買い物に行く人が郊外に集中して、中心市街地が衰退するということをあげておりますが、基本方向については、その課題をどれだけ解決していくか方向性を示しております。中心市街地を活性化させるために大規模集客施設を呼びこんでくるとかそういったことで、人をとどめて活性化に資するということです。基本方向は課題解決のためにどういったことをするべきかを書いたもので、ここは対応している話かなと思います。

○1番委員 大規模集客施設を郊外ではなく中心市街地にもってくるということをここで書いているということですか。

○事務局 100% そればっかりするのではなくて、必要に応じてまちづくりの計画で方向性を決めて、その結果として中心市街地に大規模集約施設にもってくるということになればそうなるでしょうし、トータル的に考えて中心市街地にもって来ずには商店街などを活性化させることに重点を置くことになれば、大規模集客施設は郊外にもっていくことになると思います。その辺はまちづくり計画によるのかなと思います。その他の宅地は別に中心市街地だけではなくて、郊外の宅地や、住宅地以外のオフィスなども含めているのですが、中心市街地だけの話ではないということです。

○委員長 原案は非常に詳しく書いてあって、その中から抜粋してこの概要版をつくられているので、全ての項目を盛り込むのは非常に難しいと思います。ただ課題と方向性を並べた時に、きちんと対応しているかチェックは必要です。さきほど1番委員がご指摘いただいた社会基盤施設の老朽化の問題や中心市街地の空洞化の問題が、国土利用計画の中で課題として上がっていて、それが方針とか利用の方向のところできちんとフォローアップされているかどうか、チェックをしていただく必要があると思います。

○事務局 A3の概要版ではスペースの関係上、それぞれについて特徴的なキーになるところを取り出して、この概要版にまとめて作っているため、整合性という観点から漏れているかもしれません。本文全体ではきちんと整合性がとれているかは事務レベルでチェックしているところではあったのですが。

○2番委員 適切に前回の議論に対応していただきありがとうございます。防災に関して細かい点になるのですが、総合治水の考え方は、兵庫県の独自の条例を作られて、優れた考え方だと思います。資料2の2ページ目のアの都市地域のところにある「ながす」「ためる」「そなえる」とありますが、総合治水条例の文言のところに唱われているのでしょうか。

○事務局 その通りです。

○ 2番委員 そうですよね。それにクレームを付けるわけではないのですけど、「ながして」、もうどうしようもないから「ためる」というのが現状だと思うのですが、それではもう激甚化した雨の中では、「ためる」だけでは追いつかない。この「ながす」と「ためる」というのは、もうひとつしつこなくて、一旦「ためて」、「ながす」という意味なんでしょうかね。それでも追いついていないから激甚化の被害が起こっているのであって、新たな観点からいくと排水枠とか地盤に染みこませるとかそういう対策というのも議論されていると承知しているのですけども、この3つが全面的に出てきて、将来、治水が機能するのかどうか。あえて言えば、浸透させる、染みこませる、そういうものをここで唱われるということをご検討されてはいかがでしょうか。

○事務局 総合治水の考え方につきましては、「ためる」の中に地下に浸透させるということが書いてあります。

○ 2番委員 わかりました。あともう 1 点、防災関係でため池についてですが、原案のところで何カ所かため池が出てきているのですが、例えば原案の 2 ページ目の真ん中で、民地なのでこういう書き方をされているのかと思いますが、管理が行き届かないため池が被害を加速するということ。他には 22 ページの淡路地域のところでため池の持つ防災機能を高めなければいけないと書いてあります。これについて賛成ですし、非常に重要なことだと思いますが、ため池の治水というのは、総合治水の中で入っているのでしょうか。

○事務局 入っております。

○ 2番委員 入っているのですね。それで例えば大都市圏で開発をするときに、まとまった土地というのはそうそうあるわけではないので、ため池とかの土地利用があると思います。ため池は治水にも役立っているし、防災機能があるというのは一般的ですが、そうしたときに、どんどん耐震化を進めて機能を充実していくましようという一方で、土地利用の方で、いわゆる大都市圏にあるため池の利活用をど

ういう風に県としてもっていきたいのか、そこが見えてこないというか、あえておっしゃらないのかもしれません、反映するのが難しいのか教えていただきたい。民地ですので、どうにかできるものではないと思いますので、方向性をお聞きしたい。

○3番委員 参考になればということで、ため池条例というのをつくられたと聞いているのですが、ため池は民地ですので、それを何かするときには届出が必要で、そのときには県が条例で0.5ha以上のため池ですけれども、許可するかどうか、総合治水条例等で位置付けられたため池の場合は、利水目的のみであれば、利水がなくなれば支障ないということですけれども、総合治水条例で位置付けられたものについては、代替の機能がなければ許可しないということになろうと思います。

○2番委員 チェック機能があって許可制になっているということですね。

○事務局 ため池の治水活用については、「ためる」の中に位置づけており、全ての施設を指定するというのは、所有者等の意向から難しいとは思いますが、指定できるものは指定して、ためる量を確保することとしています。

○3番委員 1番委員がおっしゃった社会基盤施設の老朽化については、本文を見ていないので位置づけがわからないのですが、一番上の県土管理水準等の低下への対応に入ってくるのかなと思うのですが、この位置づけがそうなっても本文は変わらないのでしょうか。どこか基本方針とかに入っているのか、どこに入っているのかわからないですが。

○委員長 「ア 県土管理水準の低下」に入れた方がいいのか、「ウ 災害に対して脆弱な県土の強靭化」に入れた方がいいのか、両方にかかるかもしれません

が。

本文は今防災のところに入っていますね。

○事務局 原案本文では5ページ「ウ 災害に対して脆弱な県土の強靭化」の真ん中あたりに、社会基盤施設の老朽化への対応というふうに書いてあります、同じ

ことが 6 ページの①で阪神・淡路大震災の創造的復興の経験を活かした「安全・安心を高める県土利用」で、社会基盤施設の計画的・効率的な老朽化対策と書いております。総合治水条例と同じ並びで記載しております。

○ 3 番委員 同じ並びですか。

○ 事務局 はい。

○ 2 番委員 関連して、防災のところで、総合治水のことが述べられていますが、キーワードとして、強靭化とか耐震化とか維持管理とかありますが、維持管理というと守りで、壊れたものを直していくよという感じがあって、やはり積極的に強靭化を図るとか。例えば入れるとしたらライフライン等の積極的な強靭化といったことを一言入れていただくといいのではないか。

○ 委員長 アのところに入れるべきか、災害のところに記載があるのでウのところで老朽化と言われているので、それでよしとするか。

○ 事務局 アの方が人口減少によるという切り口から始まっていまして、それがなければアに入れたいところですけど。人口減少による県土管理水準と書いてあることから、それで入れにくいかと思いますので、ウの災害のところに入れております。

○ 委員長 人口の減少は、そういう社会基盤施設の維持管理にかけられる財源が限られてきて、なかなか維持管理が難しくなるというところで繋がってくる。国の方も老朽化を災害の方に入れているのですか。同じ内容が重複して何回も出てくるというのはあまり望ましくないと感じます。その辺りをみんなさんの意見を参考にして検討していただけますか。

○ 4 番委員 概要版のまとめ方についてですが、だいたいこれを見てどういうものかわかるものになると思います。景観については、表題を変えていただいてだいぶよくなつたと思います。表題はこれでよいかと思いますが、例えば資料 2 の 1 ページ目の②の一番下の「地域の個性ある美しい景観」というのと、④の「地域にお

ける優れた景観」とありますが、内容的にみると②は自然的景観のこと、④がまちなみ景観。その言葉が良いかどうかは考える必要はあるが、はっきりそう書いてはどうかと思います。それから同じページの下から2つ目の「イ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用」の中で説明文が書かれています。大部分が複合的な施策のことについて書いてありますが、最後に少しだけ最適な県土利用を選択と書いてあります。この項目はやはり2つきっちりあるのだと思います。複合的な施策の推進と最適な県土利用の選択利用は違うことだと思います。特に県土の選択的利用というのは、代表的にみても荒廃農地を森林に変えるとかあげていますよね。そういう話は、個別法だけではなかなか書けないことなんです。国土利用計画でしか書けないことだと思いますので、特出しすべきだと思います。本文はこれでいいです。概要版の中で2項目ちゃんと起こして、県土の選択的土地利用をきちんと書くべきだと思います。これが国土利用計画でだけ書ける内容ですし、重要なことかなと思います。それから2枚目の項目で、地域類型別基本方向と、利用区分別基本方向と地域別基本方向とありますが、利用区分別基本方向は特出ししておいていいと思いますが、地域類型別基本方向と地域別基本方向がぱっと見て非常にわかりにくい。まとめ方はこれでいいかと思いますが、本文の中で地域別基本方向を書くのりとのところに、例えば、「地域類型別基本方向を踏まえ」とかですね。地域類型別を踏まえて各地域別があるわけですから、こういう記載にしていますというのがわかるように書いたら多少わかりやすいかなと思います。どうしても地域類型別と地域別がどういう関係なのかなという話になりますので、簡単にでも説明した方がいいと思います。

○3番委員 それに関連して、私も資料2を見ていて思ったのですが、例えば都市地域の中だけ総合治水対策が入っていますが、総合治水対策は都市地域に限定してやっているわけではないと思います。全部だと思います。資料2の1ページ目を見たら、基本的に県土利用を進めるときに総合治水が入っていますよね。だから都

市地域にだけに絞られるのはおさまりが悪いなと思います。

○委員長 つまり多自然地域も含めた形で全体の対策だと。確かにそうですね。

○事務局 本文の方で申しますと、13ページになるのですが、多自然地域の農山漁村地域の中で、「県土管理の取組みで災害リスクの低減と、それから緊急性の高い箇所の山地防災・土砂災害対策、農地やため池の持つ防災機能を高める」と言及させていただいております。

○委員長 本文には書いてあるのですが、概要のところでどうするかというところが難しい。なかなか本文まで読んでいただけない可能性があるので、概要版だけで議論されると思いますので、その辺の不自然なところは直しておかないといけません。

○事務局 10ページの総合治水の文言ですが、都市地域で書いております。今おっしゃられた農山漁村地域も含めての話かと思います。本文の地域類型別の基本方向の都市地域に入る前のところで、農山漁村地域も含めたことを書いているところがありますので、ここに総合治水のことも書くようにいたします。今ですと都市地域のところだけに書いておりますので。

○3番委員 それを言うと1番委員のおっしゃった社会基盤施設の老朽化を更新することも全体にかかるくる話かと思います。例えば橋にしても、都市部だけでなく田舎にあるから、そこに書くとすればやりすぎかと思います。分けてどちらにも入っているという説明の方がいいと思いますが。総合治水も同じかと思います。

○委員長 ほとんど全てにかかるきますね。その中で地域ごとに大事なものから選んで特徴的なものを書いていくしかない。決して考えていないということではありませんし。すべてをカバーすることは困難で、その取捨選択が大事です。

○1番委員 これから新しいものを建設していくよりも、老朽化を改修したり、つくりなおす費用が多く必要で、それらを国家予算で補えきれるかどうかという深刻な課題もあるように書かれているものもありますし、老朽化に対処するとい

うと夢がないので、そこでリノベーションと地域の活性化をうまくつないでいると、非常に抽象的な言い方ではありますが、各地域であるとか、それぞれの要素のところにこういうふうに老朽化のリノベーションなんだけど、実は地域の活性化にこんな風に寄与させているとか、うまく言い換えられると良いのではないかと思います。

○委員長 計画本文には書き込めるのですが、そのニュアンスを概要版に書き込むとなると難しい。今、1番委員がおっしゃったことをもし本文で加えられるのであれば、加えていただいてもいいと思います。なにか概要版をわかりやすくするアイデアがあればいいのですが。概要にしてしまうと、前の課題から始まって、方針、方向という流れのなかで落ちてしまうものがでてきたり、全ての項目に共通しているものが書けなくなってしまうとか、そういうジレンマがどうしても出できます。

○4番委員 まとめると、課題があって、それに対応する方針なり方向があって、課題を書いた限りはこのペーパーの中で完結しなければならない。ただ、全部に関わるような項目を全部に書くのは、それはちょっとわかりにくいので、一定、割り切って、一番重要なところで書くとか、そうしないと仕方ないかなと。それが概要版かなと思います。

○委員長 全部を伝えるのは難しいので、これは譲れないという課題に対する、特に強みを活かした県土利用につながるようなところを記載する。たとえば、総合治水対策のような県のユニークな取り組みについて。概要版の中で、論理の一貫性はないまずい。

○2番委員 総合治水は山から川があって全部に影響してくる話ですが、インフラのメンテナンスとなると、どうしてもお金が無尽蔵にあるわけではなくて、むしろある程度はっきりとメリハリを付けて、とりわけでも良いんですけど、都市部に集中して整備していくという方向性でも個人的には良いのかなとは思います。

それはむしろ現実性がおびていいのではないかと思います。

○委員長 例えは、地域別基本方向の中の＜大＞等については、注釈があつた方が良いのでは。地域類型を加味してということがここでリンクされているのかと思いますが、記号の意味を書いておいた方が良いかと思います。それと先ほどの説明で、コンパクト化ということは書かずと説明されましたが、国のいう集約化ということではないけれども、策定のポイントのところで書かれているよう、県独自の県土構造に対する考え方を示しているといった説明の仕方が望ましいのでは。

○事務局 措置の概要の部分では省いたので。

○委員長 兵庫県の食糧自給率が全国平均より低いといった記述が本文の中にあったような気がするのですが、そんなに低いのでしょうか。

○3番委員 自給率も体積でいうのか、重さで言うのか、カロリーで言うのかで全然変わりますが、やはり兵庫県は低いです。

○1番委員 概要版の地域類型別基本方向の自然維持地域の記述について、企業の森づくりや森林ボランティア・リーダー育成等、パートナーシップによる森林保全活動の推進とか、自然体験・学習の場など自然とのふれあいの場として利用とか書かれておりますが、森林が荒れるとか、昔は里山として人の手が入っていたけれども、今はそれがないので竹林が拡大しているとか、そう言わると、ボランティアで里山づくりをしないといけないとか、ただ、全体の森林の面積、自然維持地域の面積に対して人が関わる場所は現実的にはすごく限られているんです。そのほかの森林、自然維持地域は、それは荒れ果てているという位置付けになるのか、自然の原理に戻りつつあるという認識なのか、それに関する知見というか、そういういった自然の遷移を見守りながら、防災的な問題があるとか、外来種が侵略しているとか、それ以外のところは国土利用計画の中でどう考えいくのかというところが、里山づくりは良いことだと、そうしないとそれ以外のと

ころは良くないという、それに縛られているところもあるような気がします。ただすぐにどういう文言にすればいいのかは提案しきれないのですが。“パートナーシップによる森林保全活動の推進と自然遷移の見守り”とか、すぐにはわかりませんが。

○3番委員 森林については、利用区分別基本方向の“森林”に書いてあるように、森林は森林として守りましょうということですかね。循環して使うように、今から伐採もしないといけないし、伐採して新しい木も植えていかないといけないし、50年も60年もたった木が大きくなつて、下草も生えないようなところはいけないということを言うために、森林資源の循環利用ということを書いてあるのかなと思いました。

○2番委員 災害との関連で言うと、ボランティアで里山づくりというレベルではなくて、流木の問題にしても林業が生業として成り立たなくなつてきているのが大きな問題だと思います。だから、災害に強い森づくりをどうやっていくかは、ボランティアのレベルではなくて、木を切って切りっぱなしで植える。行政ができるのは、川に流れるところで何とか堰き止めようという保全対処で、それくらいのことであって、これ以上のことはなかなか書けないと思うんです。言うのは良いのですが、本当の実効性を考えると、これ以上は書けないような気がします。何か具体的に施策があれば別ですが。

○3番委員 一部は間伐をするという、今まで切つて、切ると林野庁からお金が出る。でもそれをすると橋に引っかかったりして災害がおこる。なので、切つて、持つて帰つたらお金がもらえるということで、なかなか進まない状況もあるんです。

○2番委員 災害を防ぐ、減災防災で里山づくりというのは概念として良いのですが、ほとんどが民地で、そこで生活をしている人がいて、行政としてどこまでできるのかという実態があるなかで、やりましょうということ以上のこととは、

なかなか具体的な施策がないのではないかと思います。それから言うと六甲山のグリーンベルト事業は、国がちゃんと買い取っているので、あれは国の事業として良いですよね。

○事務局　　自然維持地域で、パートナーシップとかだけではないと、もっと本質的な話、防災なり森林をどうしていくのかというところが書かれていないというご指摘だと思います。国の計画でも書かれていないところを記述しているので、県の独自性オンリーの部分なので、恐らく自然維持地域は隣の利用区分別で森林をどうするのかというところが大きなウェイトを占めているので、ほぼここで網羅的に書かれていることが、自然維持地域では中心になるのではないかと。ですので、検討しますが、本質的な本来あるべきものを入れて、それからプラス独自性として、パートナーシップか自然とのふれあいのどちらかを入れるという形はどうでしょうか。

○委員長　　基本方向の具体的な施策が先に出てしまっていて、理念が抜けてしまっているのでしょうか。

○事務局　　3段表を見ていただければと思いますが、ちょうど白抜きのところ、県の独自の部分だけが入ってしまっています。本質的なところは抜けてしまっているものですから。

○1番委員　　本来、森林は人工林になる以前は、自然林で、森の遷移がある、例えば針広混交林であるとか、常緑樹とか照葉樹林とかであったのが、兵庫県ではほとんどが二次林になったり人工林になったり里山林になっています。それが人手が入らなくなって、放置されているところで竹林が侵略していって、地滑りが起こったりとか。だから基本方向の中で森林を書くとすれば、そういった本来の豊かで多面的な機能をもっている森林の持続的な保全とか、言葉が悪いのですが、そういった本来の姿と、林業的な利用拡大と、里山とかいろいろな自然とのふれあい的な県民参加の森づくりと、あと防災、そこはちょっとわかりやすく並

んでいると、県民で全部やらないといけないという話ではないということがわかれれば良いのではないでしょうか。

○委員長 基本的なスタンスが書いていないところが問題ですか。

○3番委員 地域別基本方向の中に、昔からある地域別の構想の中のフレーズが出てくるのですが、古いというものがないのかのチェックをしておいた方が良いのではないでしょうか。例えば東播磨地域の「ひょうごのハートランド」という言葉は生きているのでしょうか。

○事務局 地域ビジョンにまだ残っております。もう一度確認しておきます。

○委員長 もう一度、全体を見ていただきたいと思います。県土利用の基本方針は、前回の骨子案から大幅に組み替えていただいているが、これでよろしいでしょうか。次に、今日の議論で、概要版の内容について多くの意見をいただきました。計画の本文から抜き出すという形で作成してもらっていますが、まず抜きだすときには、具体的な施策も大事ですが、基本的な理念をしっかりと押さえたうえで、そうした理念が方向性を規定しているかどうかという観点で見てもらった方が良い気がします。この本文の内容の全てを論じることは難しいので、重要なことを、メリハリをつけて記述することになると思います。その場合、4番委員が言われたように概要に書いた以上は、たどっていくと、きちんと課題から方向につながっているかチェックをしていただくということは極めて大事です。

また、基本方針の(イ)は、全国計画で示された新しい概念であり、選択的利用というのは、耕作放棄地など使われなくなったところを森林に戻すこともありうるということを理解してもらうことが重要だと思います。“県民にとって最適な県土利用を選択”という表現では読み取れないので、そういう大事なことをわかってもらうように書くことが大事かと思います。地域類型別基本方向のところは、ある程度概念的なことが書いてあって、地域別基本方向になるほど具体的な、県独自の事業とかアイデアとかが出てくるのは良いと思います。地域類型の基本方向

と地域別基本方向を対比させて見たとき、その辺を分けて記述してもらった方がわかりやすい。最後に、概要が果たすべき役割と本文の違いですが、概要版で足らない内容は本文の計画に書いてあるという風に説明すれば理解してもらえるかどうかは問題です。

○4番委員　　もう一度見直してもらうという話でしかないのかなと思うのですが、概要版で説明しきるつもりにしないと、多分だめだと思います。この文字だけの本文で、ここに書いていますという話ではないかと思います。もう一度精査していただいて、基本的に本文の方はこういう形で良いかと思いますので、その中で何を取り出していくかという話かと思います。先ほども議論がありましたが、自然維持地域の取り出し方がおかしいですよね。本文はきちんと出来ているという前提で、それぞれ、今、委員長が言われた形で見直すということでチェックしてもらったら良いのではないでしょうか。

○委員長　　あまり時間がありませんが、概要版については、審議会までに事前に見せていただけますでしょうか。我々も今日の議論を踏まえて、また拝見させていただいて、フィードバックするということにしていきたいと思います。この概要版の作り方の難しさを我々も認識しております。ただうまく計画のエッセンスが拾い上げられているかという観点からもう一度先生方に見ていただいてご意見を賜ることでお願いしたいと思います。